

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月25日
【事業年度】	第11期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社サンウッド
【英訳名】	Sunwood Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 正章
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目2番2号
【電話番号】	(03) 5425-2661 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 岡本 真人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目2番2号
【電話番号】	(03) 5425-2661 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 岡本 真人
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第11期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 3【配当政策】

(訂正前)

当社の利益配分に関する基本方針は、中期的な収益動向を勘案したうえで財務体質の強化を図り、内部留保の充実に努めるとともに安定的かつ高水準の利益還元を継続的に行うことと考えております。

当社は期末配当として年1回の剰余金の配当を基本方針としております。

これら剰余金の配当決定機関は、株主総会であります。

平成19年3月期（第11期）の期末配当につきましては、前期と同額の1株につき2,500円の配当を実施することを決定いたしました。この結果、当期の配当性向は△50.5%となりました。

内部留保資金につきましては、業容の拡大に伴う事業資金等に充当してまいります。

(訂正後)

当社の利益配分に関する基本方針は、中期的な収益動向を勘案したうえで財務体質の強化を図り、内部留保の充実に努めるとともに安定的かつ高水準の利益還元を継続的に行うことと考えております。

当社は期末配当として年1回の剰余金の配当を基本方針としております。

これら剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

平成19年3月期（第11期）の期末配当につきましては、前期と同額の1株につき2,500円の配当を実施することを決定いたしました。この結果、当期の配当性向は△50.5%となりました。

内部留保資金につきましては、業容の拡大に伴う事業資金等に充当してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成19年6月28日 定時株主総会決議	86,142	2,500

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (1) ～(3) <省略>
- (4) 、(5) 、(6) 記載なし

(訂正後)

- (1) ～(3) <省略>
- (4) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

- (5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨、定款に定めております。

- (6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることと定めた事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

また、当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。